

# 宮城県公報

行 宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

○有害図書類の指定	(共同参画社会推進課)	一
○救急医療機関の認定	(医療整備課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定相談支援事業者の指定	(同)	二
○知事指定薬物の指定	(業務課)	二
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	三
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	三
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	三
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立	(水産業振興課)	四
○公有水面埋立てのしゅん功認可	(水産業基盤整備課)	四
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	四
○道路の供用開始	(同)	五
○市街地再開発組合の定款変更の認可	(都市計画課)	五
○市街地再開発組合の事業計画変更の認可	(同)	五
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二)		

ページ

件

## 公安委員会

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

(警察本部会計課)

七

## 告 示

○宮城県告示第五十七号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十八年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 一 指定図書類

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	エキサイティングマックス 2月号	(株)ぶんか社
二	雑 誌	BOYSピアス 1月号	サン・メディアアレップ(株)
三	雑 誌	プソロゼvol.18	(株)秋水社
四	雑 誌	裏モノJAPAN 2月号	(株)鉄人社
五	雑 誌	2016年業界最初の悪特盛	(株)コアマガジン
六	雑 誌	ググってはいけない禁断の言葉2016	(株)鉄人社
七	雑 誌	978-4-18-6537-048-5 実話ナックルズ 2月号	ミリオン出版(株)

### 二 指定理由

図書類の内容が一から三の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、四及び五の図書類にあつては著しく犯罪を誘発し、六の図書類にあつては甚だしく残忍性を有し、七の図書類にあつては著しく犯罪を誘発し及び甚だしく残忍性を有するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第五十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十八年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 の 有 効 期 限
NTT東日本東北病院	仙台市若林区大和町二丁目十九番一	平成二十八年一月十八日	平成三十一年一月十七日

○宮城県告示第五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十八年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇七〇〇四〇五	生活支援センターあつと名取 名取市下増田鶴巻前五丁目七	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	社会福祉法人 むそう	平成二十七年 八月一日

○宮城県告示第六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十八年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇二二〇一八一	八千代訪問介護ステーション石巻大街道 石巻市大街道南四丁目六丁目二十	居宅介護 サービスの種類	株式会社智仁 会	平成二十七年 十月三十一日

〇四一一〇〇一七五	森川訪問介護サボト事業所 岩沼市中央三丁目七 番十六	居宅介護 重度訪問介護	医療法人社団 森川内科医院	平成二十七年 十二月三十一 日
-----------	----------------------------------	----------------	------------------	-----------------------

○宮城県告示第六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により告示する。

平成二十八年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定一般相談支援の種類	設置者名	指定年月日
〇四三二四〇〇三〇七	相談支援センター T・Mあい 巨理郡巨理町吉田字 境一番地二	地域移行支援 地域着支援	株式会社ぬまた 福祉総合研 究所	平成二十七年 十一月一日

○宮城県告示第六十二号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年条例第六十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 知事指定薬物の名称
- 1 化学名 ニー（二・五）ジメトキシー四ーメチルフェニル）エタンアミン及びその塩類（通称名2C1D）
  - 2 化学名 ニー（ピス（四ーフルオロフェニル）メチル）スルフィニルー（Nーメチルアセトアミド及びその塩類（通称名Modafinidz）
  - 3 化学名 ー（メトキシー三・三）ジメチルルー（オキソブタンーニールルー（シクロヘキシルメチル）ー（Hーインダゾールー三ーカルボキシラート及びその塩類（通称名MOーCHM INACA）
- 二 指定の理由
- 中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある

と認められるため。

三 指定の効力が生ずる日

平成二十八年一月二十三日

○宮城県告示第六十三号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十八年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

平成二十八年一月二十二日

○宮城県告示第六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

亶理郡山元町坂元字浜一の四三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

海岸保全施設及び道路用地とするため

二一 解除に係る保安林の所在場所

亶理郡山元町坂元字浜一の四三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

海岸保全施設及び道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

刈田郡七ヶ宿町字俣ノ台四の一、字大平一、二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

刈田郡七ヶ宿町字長老五九の一七、五九の一八、字柏木山六四の一、六四の一七一

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第六十六号  
 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、雄勝町東部加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認めらる。

平成二十八年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第六十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成二十八年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

平成二十八年一月十八日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

宮城県

三 埋立区域

1 位置

第二種松岩漁港区域内

I 区

気仙沼市字松崎片浜一〇七番地の三及び二四二番地の二に隣接する公有水面

2 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線、及び①点と⑨点を結ぶ春分秋分の満潮位（DL+1.6メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点の地点 気仙沼市松崎片浜地内に設置した基点（北緯三八度五二分三五・七七八七秒、東経一四一度三五分二〇・三三二〇秒）の地点

- ①の地点 基点の地点から 一九四度五九分一三秒 一七七・一三四メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 一七六度二五分四四秒 二八・三四メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 一七九度五九分四八秒 一・一〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 八九度五八分四三秒 二九・二〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 一一六度三五分五二秒 二五・〇二メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 一四九度三五分〇九秒 三・一一メートルの地点

- ⑦の地点 ⑥の地点から 一五九度三一分四〇秒 五・一二メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 六九度二三分二六秒 八三・五九メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 三三九度二三分〇四秒 六五・二五メートルの地点

3 面積 七、〇七一・九〇平方メートル

四 免許の年月日及び番号

平成十八年十月十三日付け 宮城県（漁整）指令第七号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市又は町

気仙沼市

○宮城県告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 道路名 三九八号

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後		敷地の幅員	敷地の延長
		前	後	(メートル)	(メートル)
石巻市北上町十三浜字猪の沢七一番四地先から 同市北上町十三浜字猪の沢七〇番一地先まで		一七・三	一一・七	二〇・九	七四・一
				二〇・〇	七四・一

○宮城県告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十二日

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 気仙沼唐桑線  
 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
気仙沼市唐桑町崎浜一五番一地从先から 同市唐桑町崎浜二四番三地先まで		前A	七・〇	一・一三・七	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後B	後A	七・〇 七・三	八四・四	一七三・七	

○宮城県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	気仙沼唐桑線	気仙沼市唐桑町崎浜一六番一地从先から 同市唐桑町崎浜二四番三地先まで	平成二十八年 一月二十二日

○宮城県告示第七十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の定款の変更について認可した。

平成二十八年一月二十二日

- 一 組合の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩  
 中央三丁目一番地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十五年六月七日から平成二十八年六月三十日まで

三 施行地区

石巻市中央三丁目八番十二、八番十三、八番十五、五十三番二、五十三番十四、五十五番一、五十五番四、六十一番一、六十一番二、六十二番、六十三番二、八十二番一、八十三番一、八十三番二、八十三番三及び百八十二番

四 事務所の所在地

石巻市日和が丘二丁目十五番三十号

五 設立認可の年月日

平成二十五年五月三十一日

六 変更認可の年月日

平成二十八年一月十五日

○宮城県告示第七十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十八年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

中央三丁目一番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十五年六月七日から平成二十八年六月三十日まで

三 施行地区

石巻市中央三丁目八番十二、八番十三、八番十五、五十三番二、五十三番十四、五十五番一、五十五番四、六十一番一、六十一番二、六十二番、六十三番二、八十二番一、八十三番一、八十三番二、八十三番三及び百八十二番

四 事務所の所在地

石巻市日和が丘二丁目十五番三十号

五 設立認可の年月日

平成二十五年五月三十一日

六 変更認可の年月日

平成二十八年一月十五日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年一月二十二日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
 名取市閑上字新狐島十六番一の一部、十六番二の一部  
 名取市箱塚一丁目十二番十三号六号棟三号  
 橋浦 正志

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年一月二十二日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

巨理郡巨理町逢隈高屋字堂田四二番の一部、五十五番の一部、六十七番の一部、八十二番の一部、九十三番の一部、九十六番二、九十七番二、九十九番の一部、百八番一の一部、百十二番の一部、百二十八番一、百二十八番三、百四十三番一、百五十七番三、百五十九番一、百五十九番三、百七十三番一、百七十四番一、百七十四番二の一部、二百三十一番の一部、二百三十二番一の一部、二百三十三番の一部、二百三十四番の一部、二百三十五番の一部、二百三十六番の一部、二百三十七番一、二百三十八番一、二百三十九番、二百四十番、二百四十一番、同字柵子七十七番一の一部、八十六番、九十六番、百六番、百十四番二、百十六番一、百二十番一、百二十番二、百二十三番一、百二十三番二、百二十三番三、百三十三番一、百三十三番二、百三十三番三、百四十三番一、百四十三番二、百四十五番二、百五十番一、百六十七番、百九十二番一、二百番、二百一十番、二百二番、二百三番、二百四番、二百五番、

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 放置駐車管理システム機器賃借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

巨理町

（第一工区）

二百六番、二百七番、二百八番、同字洪田一番一、三番六、四番二、八番一、十番一、十二番二、二十番一、二十番二、二十三番一、三十番、三十一番一、三十六番二、三十九番一、四十番一、四十七番二、四十八番一、五十八番、六十二番、六十四番一、六十五番三、六十八番一、六十八番二、七十番一、七十二番一、八十五番一、九十五番一、九十九番一、二百三番、二百四番、二百五番、二百六番、二百七番、二百八番、二百九番、二百十四番、二百十一番、二百十二番、二百十三番、二百十四番、二百十五番、二百十六番、二百十七番、二百十八番、二百十九番、同町字江下百六十九番二の一部、百七十四番一、百七十五番二、百七十六番三の一部、百七十六番四、百七十八番一、百七十九番一、百七十九番三、百八十一番一、百八十一番三、百八十二番一、百八十二番三、百八十二番四、二百十五番一、二百十六番、二百十七番、二百十八番、二百十九番、二百二十番、二百二十一番、百六十九番二地先の水の一部、百六十九番二地先の道の一部、百七十番二地先の水の一部、百七十五番一地先の水の一部、百七十六番三地先の水の一部、百七十六番三地先の道の一部



- 三 落札者を決定した日 平成二十八年一月十二日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 (株)J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番三号
- 五 落札金額 八千四百七十七万四千六百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十七年十一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成二十八年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察ネットワークシステム接続機器賃借一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十七年十二月二日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 N E C キャピタルソリューション(株)東北支店長 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 落札金額 一億八千三百三十一万九千二百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十七年十月二十日

### 公安委員会

○宮城県公安委員会規則第1号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 1月22日

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和60年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
第3条の表を次のように改める。

日	地 域
どんと祭が行われる日及びその翌日	仙台市の区域
石巻川開き祭りが行われる日及びその翌日	石巻市の区域
塩釜みなと祭りが行われる日及びその翌日	塩釜市の区域
仙台七夕まつり（前夜祭を含む。）が行われる日及びその翌日	仙台市の区域
仙台・青葉まつりが行われる日及びその翌日	仙台市の区域
みちのく YOSAKOI まつりが行われる日及びその翌日	仙台市の区域
SENDAI 光のページェントが行われる日及びその翌日	仙台市の区域

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。